

<生命共済のご契約者様へのお知らせ（平成19年4月）>

JA共済では、平成19年4月に生命共済の仕組改訂を行ないました。そのうち、下記の内容につきましては、現在ご加入のご契約にも適用される場合があります。なお、詳細は「[生命共済のご契約者様へ～平成19年4月実施の仕組改訂にかかるご案内～](#)」をご覧ください。

1. 後遺障害共済金等の支払事由の改訂（重度要介護状態の追加）

平成6年4月1日から平成19年3月31日までにご加入いただきましたご契約につきましては、第1級後遺障害の状態になられた場合にお支払する後遺障害共済金等の支払事由や共済掛金払込免除事由へ所定の重度要介護状態になられた場合を追加いたしました。（平成19年4月1日以後に発生した原因によるものを保障対象といたします。）

2. 別表【疾病重度障害状態】の改訂（臓器移植術の追加等）

平成6年4月1日から平成19年3月31日までにご加入いただきましたご契約につきましては、共済掛金払込免除の保障対象となる別表【疾病重度障害状態】について、心臓・肺・すい臓・小腸の移植術を受けた場合を追加し、一部の項目について改訂を行ないました。（平成19年4月1日以後に発生した原因によるものを保障対象といたします。）

3. 医療共済の改訂（入院中手術保障の拡充）

これまでにご加入いただきました医療共済契約につきましては、入院中にその入院と同一の原因により手術を受け、所定の要件を満たす場合（例：扁桃炎による入院中に扁桃腺手術を受けられた場合）は、別表【対象となる手術】に該当しないときであっても、入院共済金日額の5倍の手術共済金をお支払いいたします。（平成19年4月1日以後に発生した原因によるものを保障対象といたします。）

4. 別表【対象となる手術】の改訂（臓器移植術の支払倍率の引き上げ）

肝臓・すい臓・小腸の移植術を受けた場合の手術共済金の支払倍率について、20倍から40倍に引き上げを行ないました。（平成19年4月1日以後に発生した原因によるものを保障対象といたします。）

なお、心臓・肺・じん臓の移植術については、すでに40倍のお支払をさせていただいております。

5. 定期生命共済における更新時の入院特約の取扱い

平成6年4月1日から平成19年3月31日までにご加入いただきました定期生命共済契約に付加されている入院特約は、日帰り入院から保障し、手術保障も充実した新しい入院特約として更新されます。

なお、全入院長期保障特約は新しい全入院特約として更新されます。